

当健保組合の個人情報に関する取り組み

1. 個人情報保護について

平成17年4月から個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）が施行され、5千件を超える個人情報を保有している民間企業（個人情報取扱事業者）に個人情報の取り扱いに関する業務が課されました。

また、健康保険組合では、診療報酬明細書（以下、「レセプト」という。）などの重要度の高い医療情報を取り扱っていることから、個人情報取扱事業者と同様の個人情報の取り扱いに関する義務が課せられております。

2. 個人情報保護への取り組みについて

健康保険組合の業務は、健康保険法に基づき被保険者や被扶養者（以下、「被保険者等」という。）の疾病、負傷及び出産などの保険給付や健康診査などの保健事業を行っております。

したがって、被保険者等の個人情報は、当健保組合が以上のような事業を行い、被保険者等に対しサービスを提供していくためにはなくてはならないものであり、その情報を安全に保管し取り扱うことが最大の課題と認識し、事業活動にかかわる全役職員及び関係者に徹底してまいります。

3. 個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

東京都自動車整備健康保険組合（以下、「当健保組合」という。）は、加入者個人に関する情報（以下、「個人情報」といいます。）を適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。

- (1) 当健保組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損又は加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
- (2) 当健保組合は、加入者からご提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためだけに使用いたします。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用いたします。
- (3) 当健保組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む個人情報（以下、「特定個人情報」という。）については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供いたしません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、次の各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 法令の定めに基づく場合
 - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
 - ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 当健保組合は、職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙家活動を実施するほか、個人情報を取り扱う部門ごとに管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。
- (5) 当健保組合の業務委託する場合については、より個人情報の保護に配慮したものに見直し・改善を図ります。業務委託契約を締結する際には、業務委託の相手としての適格性を十分審査するとともに、契約書の内容についてもより個人情報の保護に配慮したものとします。
- (6) 加入者が、加入者の個人情報の照会、修正等を希望される場合、当健保組合担当窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲で速やかに対応させていただきます。
- (7) 当健保組合は、加入者の個人情報の取扱いに係る法令その他の規範を遵守するとともに、本個人情報保護ポリシーの内容を継続的に見直し、改善に努めます。

4. 個人情報の利用目的の公表について

東京都自動車整備健康保険組合（以下、「当健保組合」という。）におきましては、被保険者やその家族（以下、「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当健保組合に請求される「診療報酬明細書（以下、「レセプト」という。）に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。

当健保組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、当健保組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

- (1) 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。
 - ・ 当健保組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、報酬月額等）を中心に

入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下、「マスター」という。）を作成し、当健保組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。

- ・ 「被保険者資格取得届」提出の際、年金手帳保持者には年金手帳を添付していただき、チェックの上、年金事務所に渡します。
 - ・ 「被扶養者（異動）届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書類によって、認定作業を行います。
 - ・ 「被保険者資格喪失届」の際に、健康保険被保険者証を返還していただき、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分します。
 - ・ 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。
 - ・ 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。
 - ・ 「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当健保組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することもあります。
 - ・ 医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む。）から資格喪失か否かなど保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者か資格喪失者かについて回答します。
 - ・ 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
 - ・ 「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。また、届出の際に事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。
 - ・ 「マスター」作成及び入力処理の一部、被保険者証の発行、保険料納入告知書等の作成を健康保険業務システム業者「(公財)日本生産性本部」に委託しています。
 - ・ 健診受診申し込み者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データを契約健診機関「(一社)東京都総合組合保健施設振興協会、御苑前クリニック等」に渡し、健診結果の送付に利用します。
 - ・ 契約保養所利用者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、性別、住所データを契約施設「岩井荘」に渡し、施設利用申し込みに利用します。
 - ・ 当健保組合機関紙を被保険者に配布するため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、住所データを業者「㈱サトヤヘルスケア」に渡し、各事業所及び各家庭に送付します。
 - ・ 常備薬の配布について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、住所データを家庭用常備薬斡旋業者「白石薬品㈱」に渡し、常備薬配布に利用します。
- (2) 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。
- ・ 業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。

- ・ 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
 - ・ 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。
 - ・ 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
 - ・ 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認または訪問調査し、給付の決定を行います。
- (3) レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりCSV情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、紙レセプトは、健康保険業務システム業者(公財)日本生産性本部にパンチ入力を委託し、本体部分はイメージスキャナーにて読み取りをさせ、データベース化したものを当健保組合の業務処理コンピューターに収納し、健康保険業務に利用します。
- ・ レセプトデータをチェックし、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し再審査依頼します。
 - ・ 再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。
 - ・ 同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日などを伝え確認を取ります。
 - ・ レセプトデータを医療費分析に用い、当健保組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
 - ・ レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
 - ・ レセプトデータを基に、高額療養費の支給決定を行います。
 - ・ レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。
 - ・ レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
 - ・ レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
 - ・ 開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
 - ・ レセプトデータを基に、健康保険業務システム業者(公財)日本生産性本部に委託し、医療費通知を加入者に通知します。
 - ・ レセプトデータの中から、糖尿病関連の重症化前の者を抽出し、保健師による相談事業を実施します。
 - ・ 交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
 - ・ 海外で医療を受けられた方の医療費明細書等を日本語に翻訳するため、外部翻訳業者に委託します。

- ・ 健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとその内容の一部を記載した申請書を健保連・高額医療グループに送付し、医療費の助成を受けます。
 - ・ 複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とするため、個人情報を書いた上で教材として用います。
 - ・ 優良事業所表彰の選定のため、レセプト他、保険給付費等のデータを利用します。
- (4) 健康診断については、健診委託業者の(一社)東京都総合組合保健施設振興協会、御苑前クリニックに業務委託して実施します。
- ・ 結果数値については、受診者に通知するとともに、その数値データを健診受託業者から受け取り、当健保組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
 - ・ 当健保組合は、事業主が被保険者等から同意を得た者に限り健診結果を通知し、双方でそのデータを保有し、被保険者(従業員)の健康管理に役立てていくこととしております。
 - ・ 健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします。
- (5) その他保健事業の実施について
- ・ 各種講演会及び保健事業の参加者から提出していただいた写真や感想文に事業所名、名前を付し、機関紙に掲載します。
- (6) 役職員人事関係データ及び組合会議員名簿、事業所担当者名簿について
- ・ 組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用后、厳重に保管します。
 - ・ 役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
 - ・ 人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
 - ・ 組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。

(7) 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号(通称マイナンバー)(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む)をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する(例:健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける)等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて利用しません。

なお、上記1、2における届出については、個人番号が付され、特定個人情報となる場合があり、1、2で定める利用目的や利用方法で使用する場合、番号法に定める利用範囲外となるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

また、当健保組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

- ① 各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当健保組合の文書管理規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、

確認等の必要がある時以外は保存場所から持ち出さないこととします。

また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。

- ② 規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読み取れない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、委託業者「㈱イッスイ」に委託し、溶解処理を行います。

また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読み取れないようにして、廃棄又はリース返却します。

なお、当健保組合が保有する個人情報については、当健保組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

別表 1 健康保険組合等が保有する個人情報の例

個人情報の種類		個人情報の内容
被 保 険 者	被保険者適用情報	記号・番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日、標準報酬月額、報酬実績、被扶養者の有無
	任意継続被保険者適用情報	記号・番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日、資格喪失時の標準報酬月額、被扶養者の有無
	被保険者レセプト情報	本人・家族区分、診療区分、保険者番号、記号・番号、給付割合、診療年月、府県コード、医療機関コード、氏名、性別、生年月日、特記事項、職務上の事由、医療機関の所在地及び名称、診療科、傷病名、診療開始日、転帰、診療実日数、決定点数、公費点数、一部負担金額、患者負担金額、外来負担金額、入院負担金額、高額療養費金額、薬剤負担金額、薬剤負担金額公費分、食事療養日数、食事療養日数公費分、食事療養決定額、食事療養決定額公費分、食事療養標準負担額、食事療養標準負担額公費分、診療内容、画像（レセプト画像）
	被保険者健康診断情報	記号・番号、被保険者・被扶養者・事業所担当者氏名及び住所、生年月日、電話番号、事業所名、事業所社員コード、受診費用、健診別給種コード、健診未実施項目、健診種目名、健診受診日、健診機関名、健診機関所在地、画像（レントゲン写真）、相談・指導内容、所見、保健師・看護師名、緊急薬・常備薬購入記録、疾病既往歴、家族既往歴
	被保険者現金給付情報	記号・番号、氏名、生年月日、住所、電話番号、振込口座、受診医療機関名、受診年月、傷病名、給与所得、基礎年金番号、年金額、医療費、装具装着日、装具購入費用、前年度所得（非課税者のみ）、移送費用、証明先医療機関名、労務不能期間、労務不能期間に受けた給与、労務不能期間の出勤状況、出産（予定）日、出生児数、出生時名、続柄、死亡年月日、死亡原因（病名）、除籍謄本記載内容、埋葬に要した費用（埋葬料のみ）、請求者住所・電話番号・振込口座
	被保険者柔道整復情報	記号・番号、氏名、生年月日、施術柔道整復師名、柔道整復師登録番号、画像（申請書画像）、施術年月、施術金額、傷病名、柔道整復師の振込先口座

被扶養者	被扶養者適用情報	氏名、生年月日、性別、被保険者との続柄、職業（学校名）、月平均収入額、同居別居の別
	被扶養者レセプト情報	被保険者レセプト情報と同じ
	被扶養者健康診断情報	被保険者健康診断情報と同じ
	被扶養者現金給付情報	氏名、生年月日、被保険者との続柄、振込口座、受診医療機関名、受診年月、傷病名、前年度所得（非課税者のみ）、医療費、装具装着日、装具購入費用、出産（予定）日、出生時数、出生児名、続柄、死亡年月日、死亡原因（病名）、除籍謄本記載内容
	被扶養者柔道整復情報	記号・番号、氏名、生年月日、施術柔道整復師名、柔道整復師登録番号、画像（申請書画像）、施術年月、施術金額、傷病名、柔道整復師の振込先口座、被扶養者氏名・生年月日、被保険者との続柄

上記のうち、適用及び現金給付情報において個人番号が付された情報については、特定個人情報として取扱うものとする。

別表2 健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的

1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・保険給付及び付加給付の実施

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払い
- ・海外療養費に係る翻訳のための外部委託
- ・第三者行為に係る損保会社等への求償
- ・健保連の高額医療給付の共同事業

2. 保険料の徴収等に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の把握
- ・健康保険料の徴収
- ・被扶養者の認定
- ・健康保険被保険者証の発行

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・被保険者資格等のデータ処理の外部委託

3. 保健事業に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
- ・健康増進施設（保養所等）の運営

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・保健指導、健康相談に係る産業医への委託

- ・医療機関への健診の委託
- ・健康増進施設（保養所等）の運営の委託
- ・健診結果の事業者への提供
- ・被保険者等への医療費通知

4. 診療報酬の診査・支払に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・レセプトデータの内容点検・審査の委託
- ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託

5. 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・医療費分析・疾病分析

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託

6. その他

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・健康保険組合の管理運營業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等

7. 特定個人情報

番号法第 19 条第 7 号において定められた他の医療保険者又は行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携における利用目的

【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】

- ・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務に係る給付情報等
- ・高齢受給者負担区分判定等に係る課税・非課税情報
- ・被保険者資格取得事務に係る他機関における資格情報
- ・被扶養者認定事務に係る課税・非課税、住民票関係情報等

【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】

- ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務に係る組合における保険給付関連情報
- ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務に係る組合における資格取得、被扶養者資格関連情報

5. 黙示による同意について

当健保組合においては、以下の事項について、従来通りの取り扱いにさせていただくことといたしました。これらの事項はいずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。

なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイダンスによって黙示による包括的な同意でよいこととなっております。

したがって、当健保組合では以下の事項について、黙示による包括的な同意とさせていただきますので、同意をいただけない場合は、当健保組合に申し出ていただき、特段の申し出がない場合は、同意をいただいたものとして取り扱うこととなります。

- (1) 「高額療養費」を被保険者からの請求手続を省略して、事業主経由で支給すること。
- (2) 「医療費のお知らせ」を世帯でまとめて、事業主経由で被保険者あてにお知らせすること。
- (3) 特定保健指導の案内を事業主経由でお知らせすること。

※ なお、(2)の「医療費のお知らせ」につきましては、加入者本人だけでなく、家族の方の同意も要する事項となりますので、家族の方で同意されない方につきましては当健保組合までご連絡ください。

6. 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	東京都自動車整備健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都自動車整備健康保険組合（以下、「当組合」という。）は、適用、保険給付及び保険料等徴収関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都自動車整備健康保険組合

公表日

平成 28 年 8 月 31 日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	適用、給付及び徴収関係事務
②事務の概要	<p><制度内容></p> <p>当組合は健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号 以下、「番号法」という。）等に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに加入者の健康の維持・増進、加入者が受ける医療の質の向上を図ることを目的としている。</p> <p>その目的を達成するため当組合では、事業主と被保険者の代表による事業・運営計画の策定、保険料の徴収、保険給付、診療報酬明細書の内容審査、健康診査や体力づくり等の保健事業、加入者への広報活動などを行っている。</p> <p>また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）に委託することができる旨の規定が健康保険法に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等（以下、「中間サーバー等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金に一元的に委託することが可能になった。</p> <p>当組合の加入者は、首都圏に所在する自動車整備に付帯する事業及び自動車のリース・レンタルを業とする①事業所の従業者である被保険者及び被扶養者（一般加入者）、②事業所を退職するまで 2 ヶ月以上被保険者であった期間があり、任意に継続加入を申し出た者及びその被扶養者（任意継続加入者）で、いずれも後期高齢者医療保険制度の適用年齢 75 歳に到達すると加入者の資格を喪失する。</p> <p><事務内容></p> <p>当組合が行う事務のうち、番号法別表第 1 の第 2 項「健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定める」事務について、加入者の個人番号等の特定個人情報を以下の範囲で利用する。</p> <p>1. 適用事務（加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務）</p> <p>(1)平成 28 年 4 月から、資格を有する加入者の個人番号を事業所又は加入者から収集し登録する事務</p> <p>(2)被保険者資格取得、資格喪失、被扶養者の異動等による資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個人番号の確認及び個人番号による資格関係情報等の参照</p> <p>(3)事業所又は加入者から個人番号が取得できない場合や、個人番号又は基本 4 情報を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第 30 条の 9 の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本 4 情報を取得(※1)</p> <p>(4)平成 29 年 5 月以降、情報連携のために加入者の個人番号及び資格関係情報を中間サーバー等に登録して、被保険者枝番を取得し、資格喪失や異動等の資格関係情報に変更があった場合、中間サーバー等の登録情報を更新</p> <p>(5)他の保険者から新規加入してきた被保険者やその被扶養者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認(※2)</p> <p>(6)健康保険被保険者証の再発行や高齢受給者証などの発行・管理事務に係る個人番号による対象者の確認及び資格関係情報等の参照</p> <p>(7)月額変更、算定、賞与等の標準報酬に係る届書に個人番号が記載されている場合</p>

	<p>の個人番号の確認及び個人番号による資格関係情報等の参照</p> <p>(※1)地方公共団体情報システム機構からの個人番号取得は、平成 28 年 10 月から平成 29 年 3 月の間は電子記録媒体で行い、平成 29 年 4 月以降は中間サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会する。なお、地方公共団体からの機構保存確認情報の取得は、支払基金を経由して行う。</p> <p>(※2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。</p> <p>2. 給付事務（加入者への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務）</p> <p>(1)傷病手当金、出産育児一時金、埋葬料等の法定給付及び付加給付に係る申請書に個人番号が記載されている場合の個人番号の確認及び個人番号による資格関係情報等の参照</p> <p>(2)法定給付金及び付加給付金の計算に係る個人番号による計算条件等の情報索引</p> <p>(3)給付の決定に当たり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認(※3)</p> <p>(4)情報連携のために、加入者の給付に係る副本情報をサーバー等に登録</p> <p>(5)限度額適用認定証等の給付関係書類や医療費のお知らせ等の発行・管理事務に係る個人番号による対象者の確認及び資格関係情報等の参照</p> <p>(※3)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は支払基金を経由して行う。</p> <p>3. 徴収事務（保険料等の徴収に係る資格関係情報等を取り扱う事務）</p> <p>(1)任意継続の保険料等の計算に係る個人番号による計算条件等の情報索引</p> <p>(2)任意継続の保険料徴収や未納管理、資格喪失時還付金等の保険料徴収に係る事務について、個人番号による資格関係情報等の参照</p>
③システムの名称	<p>1. 健康保険組合事務基幹システム（以下、「基幹システム」という。）</p> <p>2. 医療保険者等向け中間サーバー等（以下、「中間サーバー等」という。）</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
健康保険基幹情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法 第 9 条第 1 項（利用範囲） 別表第 1 第 2 項</p> <p>番号法別表第 1 の主務省令で定める事務を定める命令 第 2 条</p> <p>・住民基本台帳法 第 30 条の 9（国の機関等への本人確認情報の提供）</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〈選択肢〉</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法 第 19 条第 7 号（特定個人情報の提供の制限）</p> <p>（照会）別表第 2 項番 3</p> <p>番号法別表第 2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第 3 条</p> <p>（提供）別表第 2 項番 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120</p> <p>番号法別表第 2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 8 条、第 19 条、第 20 条、第 33 条、第 43 条、第 44 条、第 46 条、第 49 条、第 53 条</p> <p>（委託の根拠）健康保険法 第 205 条の 4 第 1 項及び第 2 項</p> <p>当組合は、健康保険法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課
②所属長	事務局長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-0011 東京都港区芝公園 2-11-7 東京都自動車整備健康保険組合 総務課庶務係 電話 03-3432-2401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒105-0011 東京都港区芝公園 2-11-7 東京都自動車整備健康保険組合 総務課庶務係 電話 03-3432-2401

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000 人未満 (任意実施) 2) 1,000 人以上 1 万人未満 3) 1 万人以上 10 万人未満 4) 10 万人以上 30 万人未満 5) 30 万人以上 [1 万人以上 10 万人未満]
いつ時点の計数か	平成 28 年 7 月 1 日時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は 500 人以上か	(選択肢) 1) 500 人以上 2) 500 人未満 [500 人未満]
いつ時点の計数か	平成 28 年 7 月 1 日時点
3. 重大事故	
過去 1 年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	(選択肢) 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断
基礎項目評価の実施が義務付けられる